

おしらせ 版

239
No.864
平成25年12月15日

編集・発行 / 茨城町総務企画部まちづくり推進課

〒 311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748

年末年始の12月31日(火)～1月2日(木)は、ごみ収集をお休みいたします

今年度の年末年始のごみの収集のお休みは、12月31日(火)から1月2日(木)までとなります。この期間中に集積所へごみを出されますと、近隣の方のご迷惑となりますのでご注意ください。ごみ収集の日程は、「平成25年度 家庭ごみ収集カレンダー」で確認することができます。ごみ収集カレンダーは、みどり環境課窓口(役場1階2番窓口)で配布しているほか、町ホームページでもご覧いただけます。

日付	ごみの種類		クリーンセンターへの自己搬入
	燃えるごみ	燃えるごみ以外のごみ	
26日(木)	町内全域で収集	収集カレンダーをご確認ください	通常どおり受付*
27日(金)			
28日(土)			お休み
29日(日)			
30日(月)	町内全域で収集		
12月31日(火)から 1月2日(木)	お休み		
1月3日(金)		収集カレンダーをご確認ください	お休み
1月4日(土)			
1月5日(日)			
1月6日(月)	町内全域で収集		通常どおり受付*

※クリーンセンターへの自己搬入受付は土日・祝日、年末年始(12月28日～1月3日)を除く、午前8時30分から午後4時30分までとなります。

【問合せ先】みどり環境課 ☎ 240-7135

ごみの野焼きは禁止されています

廃棄物を「野焼き(野外焼却)」することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外(※)を除いて禁止されています。

「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険もありますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。

※廃棄物の「野焼き」の例外

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な場合
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な場合
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

◎ただし、例外に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じている場合(苦情がある場合など)は、例外扱いできないこともあります。

不法投棄・野焼きをみかけたら「不法投棄110番」へ通報を！ ☎ 0120-536-380

(休日・夜間は最寄りの警察署へ通報してください)